

● 港湾法の一部を改正する法律案

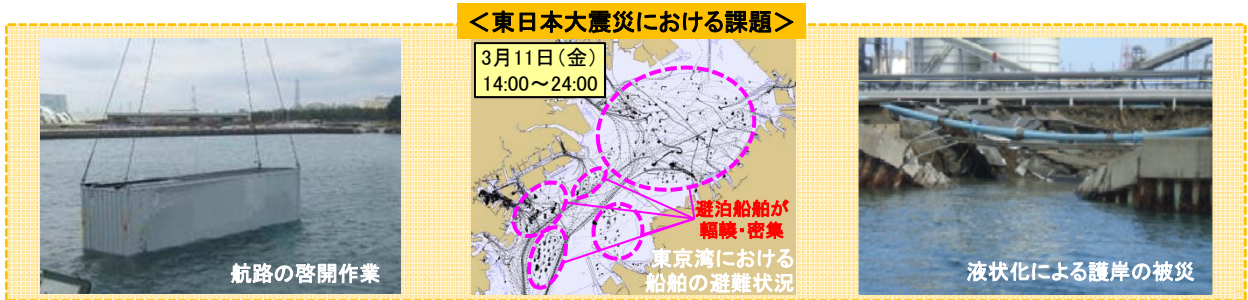
< 予算関連法律案 >

非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路の指定を行えることとともに、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時に港湾機能を維持するため、事前防災・減災対策が必要

- ▶ 首都直下地震等の発生時には、三大湾(東京湾・大阪湾・伊勢湾)において、大量の漂流物や護岸の被災等により船舶の入出港が困難となり、湾内の港湾機能が長期間麻痺する恐れ。



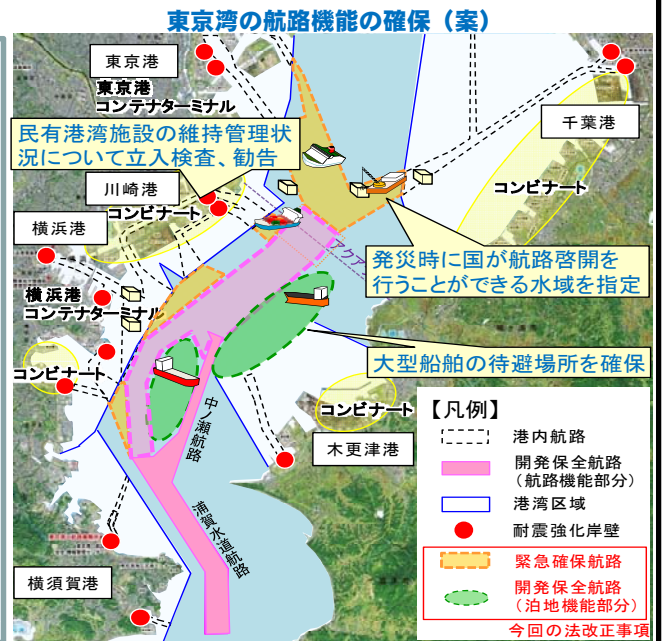
産業競争力強化のため、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成が必要

- ▶ 石炭等のばら積み貨物については、個々の企業がそれぞれ独自に輸入しているため国全体としては非効率な状況にあり、産業競争力の強化に支障が生じている状況。

法案の概要

防災・減災：港湾機能の維持・早期復旧

- ▶ **緊急確保航路の指定**
非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路を指定
- ▶ **船舶待避用の泊地の指定及び開発・保全**
国土交通大臣が船舶の待避のために必要な泊地として開発保全航路を指定し、開発・保全
- ▶ **港湾施設の適切な維持管理の推進**
港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震性に関する立入検査を実施し、必要に応じ勧告・命令
- ▶ **港湾広域防災協議会の設置**
災害時の港湾機能維持のための広域的な協議会を設置



産業競争力の強化：海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点の形成

- ▶ **ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾の指定**
ばら積み貨物の海上運送の共同化を重点的に進め、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を指定
- ▶ **指定港湾における協定制度**
指定港湾の港湾管理者が策定したばら積み貨物の海上運送の共同化のための計画に基づき、関係施設所有者等の連携を通じた荷さばき施設等の整備・管理を促進するための協定制度の創設

輸入ばら積み貨物の効率的な海上輸送網の形成(イメージ)

